

## 株式会社櫻の木 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日～令和 11年 3月31日までの 3年
2. 内容

目標1：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする

<対策>

- 令和 8年 4月～ 管理者を対象とした意識改革として管理職会議時に周知
- 令和 9年 4月～ 各事業所における問題点の検討及び対策

目標2：計画期間中の男性の育児休業取得者1人以上とする

<対策>

- 令和 8年 4月～ 管理者を対象とした意識改革として管理職会議時に周知
- 令和 8年 4月～ 該当者がでたときに、各事業所における休業者の業務カバー体制の検討・実施

目標3：年次有給休暇取得率の促進

取得日数を1人当たり平均年間6日以上（※）とする

（※1年間の付与日数が10日以上を社員を対象とする）

<対策>

- 令和 8年度～ 休暇の取得について周知し、取得の推進を図る  
職員全員に計画的に付与する  
毎年10月に有給休暇取得状況をとりまとめ、管理職会議にて全体の取得状況を確認、把握し、取得率向上を図る  
休暇がとりやすい職場環境を整える

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

<対策>

- 令和 8年度～ 随時依頼があった際に積極的に引き受ける